

年休の取扱いについて

本年5月1日の勤務時間等の改正により、1日の勤務時間が7時間45分となったこと等から、年次有給休暇（年休）の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 年休の取得単位

午前の勤務時間（3時間20分）と午後の勤務時間（4時間25分）に1時間以上の差が生じることとなったため、これまでの「午前」又は「午後」を単位とする半日の年休を廃止し、取得単位を1日又は1時間とする。

変更前	変更後
1 日	1 日
<u>半 日</u>	→ <u>(廃止)</u>
1 時間	1 時間

2 1時間を単位とする年休の日への換算

1日の勤務時間は、7時間45分となったが、1時間を単位とする年休を日に換算する場合は、従来どおり8時間をもって1日とする。

例)

月 日	休暇期間	休暇累計
○月○日	4時間	4時間
△月△日	5時間	9時間→1日1時間

3 経過措置

現時点において、年休の累計に0.5日の期間がある場合は、4時間に換算する。

4 その他

- (1) 1時間に満たない分単位の年休は認められないものであること（従来どおり）。
- (2) 休憩時間も勤務時間であるため、午前又は午後の勤務時間全てを休む場合等は、以下のとおり休憩時間を含めた年休の取得が必要であること。

午前の勤務時間全てを休む場合 8時40分～12時00分（3時間20分）→4時間

午後の勤務時間全てを休む場合 12時45分～17時10分（4時間25分）→5時間